

第5回 新在留資格の創設

最近、新聞紙上をにぎわせているのが、外国人労働者の受け入れに向けた「新在留資格」の創設だ。筆者が登壇するセミナーでもよく質問される。受入施設の今後の事業方針にも影響する可能性があるため、今回はこれを縮く。

目は日本語能力、2点目は介護技術。いずれも業種ごとの試験が課され、合格しなければならぬ。政府は来年4月の実施を目標に、いまだ難易度など不明な点が多く、具体的な対応は読みきれないというのが正直な感想だ。

新在留資格は、政府が6月15日に閣議決定した「骨太の方針」に盛り込まれた。「特定技能(仮称)」の名称で、介護も対象職種に含まれる。最長5年間就労することを目的としているため、技能実習制度とは別のものと位置づけられる。この制度の対象となるために必要な要件は2点。1点

今からでも遅くない  
賢い介護技能実習生の  
活用術

活用術

ライフケア医療介護事業協同組合  
専務理事 庄司孝正



技能実習生は試験免除で受け入れやすく

N3取得不要にも  
しかし「なんだ、まだ分からないなら関係ない」と考えるのは早計だ。骨太の方針に、注目すべき文言がある。「技能実習(3年)を修了した者については、上記試験を免除」。つまり、3年間の実習後に本人が希望すると、試験なしに新在留資格が与えられ、さらに5年間、計8年間を日本で過ごすことが可能になる。「実習生を育てても5年で帰国してしまうなら」と受け入れに二の足を踏んでいる施設にとっては、ハードルが低くなるだろう。

また骨太の方針には、入国した実習生が1年後の日本語要件を満たさない場合にも、引き続き在

留を可能とする仕組みを検討する。介護職種最大のネックと言われる「日本語能力試験N3」取得という要件がなくなる可能性が出てきた。さらに、新在留資格の滞在には専門的・技術的分野の在留資格への変更を認めるともある。つまり、新在留資格での就労中に介護を可能とする仕組みを、早期に作りたいたいところだ。

護福祉士を取得すれば、昨年創設された「介護」の在留資格が与えられ、家族帯同ですと日本で働ける。学習期間が延びれば合格しやすくなるし、長く働いてくれる可能性は高まるだろう。だからこそ、実習生をリーダーとして育成し、後から入国してくる後輩実習生の目標とする仕組みを、早期に作りたいたいところだ。

	在留期間上限	家族の帯同
技能実習生	あり(3年、最長5年)	×
↓就労可能に		
新在留資格「特定技能(仮称)」	あり(最長5年)	×
↓(介護福祉士国家試験合格)		
在留資格「介護」	なし(変更可能)	○

庄司孝正プロフィール  
ライフケア医療介護事業協同組合 専務理事  
1999年から大手企業グループで介護保険制度スタートに伴う新規事業立ち上げプロジェクトに参画。以降およそ20年にわたって介護業界に身を置き、施設運営や企業経営などに従事。2017年からライフケア医療介護事業協同組合の専務理事を務めている。現在は監理団体での外国人技能実習制度に関する業務に携わるほか、介護分野における同制度の普及・啓発に向けた活動を行う。